

離任される先生・事務職員

臼井和彦教頭→篠山東雲高校校長
 宇野裕美事務長→北摂三田高校事務長
 辻智津子(英語)→西脇高校
 長尾秀樹(保健体育)→明石南高校
 松村多佳子(国語)→豊岡総合高校
 高木雄也(保健体育)→高砂高校
 中井愛(国語)→加古川東高校
 三譯正樹課長補佐→神戸聴覚特別支援学校
 玉井良子事務職員→北条高校
 飛田めぐみ校務員→西脇高校

着任される先生・事務職員

隈元優一教頭←西脇北高校教頭
 鳥首邦彦事務長←南但馬自然学校
 岩國麻由美(英語)←西脇高校
 鎌田祥平(保健体育)←西脇高校
 中嶋淳一(数学)←三木高校
 矢野聖実(国語)←家島高校
 花瀬勇貴(理科)←新採用
 高橋侑弘(保健体育)←新採用
 森野鉦二郎(数学)
 長濱弥生(英語)←明石市立高丘中学校
 光川めぐみ(国語)←神戸甲北高校
 菅野眞子養護教諭
 木下嘉子主査←県教委事務局財務課
 川崎能子事務職員←西脇高校
 寺田知古校務員←篠山東雲高校

令和4年度が始まりました。このたびの異動に伴い、左記の先生・事務職員の方々が離任・着任されました。全学年6クラス規模になったことに伴い、3名の先生方が増員となりました。離任される先生方・事務職員の皆様には長年にわたり本校発展に尽力賜りましたこと厚くお礼申し上げます。そして新しく来られた先生方・事務職員の皆様には、本校の生徒たちが生き生きできるようにご協力いただくことは勿論ですが、早く本校での勤務に慣れていただき、持っておられる素晴らしい力を存分に発揮していただきますようお願い申し上げます。また生徒の授業を担当していただく中には非常勤講師、特別非常勤講師として勤務いただく先生方もおられます。寮の方では調理員、実習助手の先生方にお世話になります。「チーム社」で生徒の皆さんを支えていますので、よろしく願います。

さて、新聞にも大きく掲載されていました(写真は神戸新聞4月1日版掲載)が、成年年齢が18歳に引き下げられ、高校3年生の誕生日以降の扱いが大きく変わってきます。生徒の皆さんが感じる生活そのものに大きな変化はないかも分かりませんが、保護者の許可なしにできる事が増えていきますので、しっかりとした判断ができるようになっておかねばなりません。進路実

現もそうですが、まだまだ皆さんは見えていないところが多い高校生です。保護者や私たち教員に相談をして、材料をしっかりとそろえて物事を決めていってください。1・2年生はその準備期間であるということ意識した家庭生活、学校生活を送るよう心がけてください。よろしく願います。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から過去2年間はこの時期に感染拡大し、臨時休業やまん延防止等重点措置の対策がとられており、教育活動も大きな制限を受けました。だからこそ学校に来て、勉強して、部活動してといった学校生活は普通にできる事がとてもありがたく幸せなことだと改めて気づけたと思います。当たり前だと思っていた生活が当たり前でなくなったときに初めて気づくのではなく、この2年間工夫してできるようにしたこと、できたことを自らの糧にし、終息に向かうであろう今後に向けた準備を進めていきたいと思えます。今だからこそできる事はたくさんあると思うので、まだまだ気の抜けない状況ではありますが、みんなで乗り越えていきたいと思えます。感染防止対策をとりながらできる事を増やしていきましょう。

改めて新聞を見て気づいたことですが、4月1日の日の出の入り時刻と月の出月の入り時刻がほぼ同じでした。月の満ち欠けでいうと周期は約30日、月齢では1日、2日を境に新月から満月に向かって行くようになります。今月でいうと15日か16日で満月になるようです。その頃の月の出は17時前後。月の動きについては小学校4年生で習うことになっていますが、習ったことは覚えていても、内容の詳細なことまでは覚えていません。図を見ると「あ〜なるほど」と思い出すことがある程度です。学習したことすべてが私達の生活に直結しているわけではありませんが、「豊か」にしてくれていることは確かです。その時には分からなくても後で気づくこともたくさんありますし、知っていたからできたこともあります。学習意欲を高めていくモチベーションは人それぞれですが、「気づき」は大切です。生徒だけでなく、私たち教員、大人も「気づき」を大切にして、日々の生活を豊かにしていけるようにしたいものです。令和4年度もよろしく願います。

改正された民法、少年法のポイント

改正民法など

- 18、19歳は親の同意なくクレジットカードなどの契約ができる一方、後から取り消せる「未成年者取り消し権」を失う
- 公認会計士などの国家資格や有効期間10年のパスポートが取得可能
- 酒やたばこ、競輪、競馬といった公営ギャンブルは20歳以上を維持

改正少年法

- 適用年齢は20歳未満を維持し、捜査機関が全事件を家裁送致する仕組みを残す
- 18、19歳を「特定少年」とし位置付け、原則検察官送致する事件の対象を拡大。起訴後の実名報道を可能とする

成人年齢引き下げで変わるもの、変わらないもの

18歳になったらできること

- クレジットカードや携帯電話、アパート、ローンなどの契約
- 10年有効のパスポート取得
- 公認会計士や医師免許、薬剤師免許、司法書士、行政書士などの国家資格取得
- 結婚年齢は男女とも18歳以上に
- 性同一性障害の人が性別の変更審判を受けられる
- 裁判員に選ばれる対象になる

20歳にならないとできないこと

- 飲酒や喫煙
- 競馬や競輪、競艇などの公営ギャンブル
- 養子を迎える